

#水島朝穂 東京新聞への直言 #高市政権 #安保法

高市政権の「逆走」 台湾有事発言に非核三原則…発足1カ月でいくつも見えた〈水島朝穂 東京新聞への直言〉

2025年11月27日 14時00分

🔒 有料会員限定記事



高市政権は発足と同時に、エンジン全開でリバース走行をしている。先月28日の日米首脳会談の折に高市早苗首相がトランプ米大統領に「献上」した黒色の帽子。そこには2人の署名入りで“JAPAN IS BACK”とあった。この1カ月あまりの間に、さまざまな形で「逆走」ともいえる現象が見られる。

◆首相の暴投発言というほかない

11月7日の衆議院予算委員会での「存立危機事態」をめぐる答弁も、世界の海軍に存在しなくなった「戦艦」という古めかしい言葉を2回も使って、台湾周辺で武力行使が行われれば「存立危機事態」にあたると断定してしまった。[本紙11日付社説](#)は「首相と台湾有事 存立危機を軽く語るな」と批判した。

安全保障関連法における「存立危機事態」は、違憲の集団的自衛権行使を導く概念である。安倍晋三首相（当時）も国会答弁では決して「台湾有事」に踏み込むことはしなかった（2015年6月2日 [「緊急直言 集団的自衛権行使の条文化」](#) 参照）。

政府はこれまで台湾を支援する米軍への攻撃を想定していたが、高市首相はこの前提を抜きにして、「台湾有事は日本有事」と明言したに等しく、これまでの政府見解のラインから外れるものだった。首相の暴投発言というほかはない。

中国は激しく反発。手始めに、総領事クラスが乱暴な言葉を使ったSNS投稿でアドバルーンを揚げ、次第に抗議する役職者のレベルを上げていった。日本への渡航や留学の自粛要請、日本産海産物の輸入停止など、段階的に「制裁」的色彩も強めている。来年2月に上野動物園のパンダ2頭が中国に返還されるから、高市政権が続く限り、「パンダのいない日本」が続くことになるだろう。

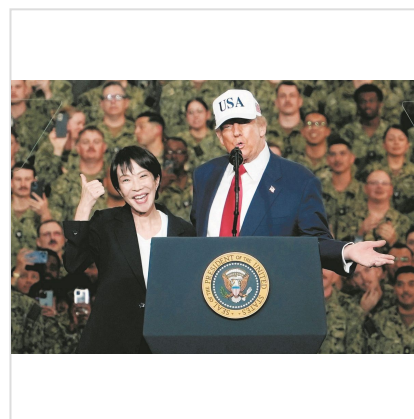
なぜ中国がここまで激しい対応をとるに至ったのか。

◆それでも高いままの支持率

高市答弁の最大の問題は、1972年の日中共同声明以来、日本政府が踏襲してきた「一つの中国」原則から逸脱した点にある。本紙社説もこの点を批判している。[18日付の社説](#)では「対話を通じて沈静化を図れ」とするが、首相が放った一言の傷口は予想以上に深く、答弁の撤回以外の選択肢を見つけることは難しいだろう。

それでも、本紙17日付世論調査（共同通信）で高市内閣の支持率は69.9%と高く、「台湾有事」が「存立危機事態」になり得るという首相答弁に48.8%が賛成という数字に驚かされる。

◆安全保障上きわめて危ない動き



米空母ジョージ・ワシントンで演説するトランプ大統領（右）と高市首相＝10月28日、神奈川県横須賀市で（代表撮影）

高市首相のさらなる逆走について、本紙と毎日の15日付は1面トップで「非核三原則見直し検討」と伝えた（本紙は横組みの大見だし）。核兵器を「持ち込ませず」が「米国の核抑止力の実効性を低下させかねない」という何とも志の低い理由である。

非核三原則は被爆国日本が世界に向かって宣言している「国是」である。欧州でも北大西洋条約機構（NATO）とロシアの軍事的緊張が極度に増しているなか、日本が中国との対立を激化させつつ、予測不能なトランプ政権の懷により深く入っていくことは、安全保障上もきわめて危うい。

高市首相は、維新との連立合意に基づき、憲法改正でも前のめりである。9条改正や緊急事態条項について条文起草委員会の設置、来年度中に条文案の国会提出という一方的なスケジュールまで決めている。内閣主導の改憲という傾きと勢いを示すため、憲法解釈のハードルも下げようと試みている。

◆憲法改正は国民の憲法制定権力の作用

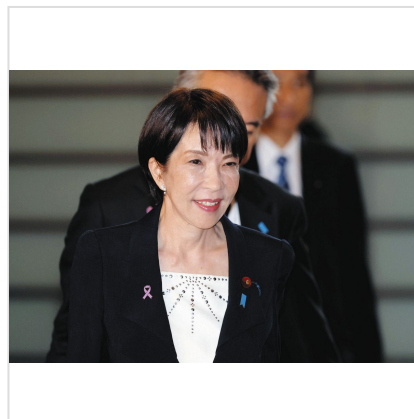
4日の衆院本会議で維新共同代表が、憲法72条により、内閣が憲法改正原案を国会に提出することができるかを確認する質問を行った。これに阿吽（あうん）の呼吸で乗った首相は、内閣に憲法改正原案の発案権があると答弁した。質問主意書への答弁書（閣議決定）ではこの見解が採用されているものの、国会における首相答弁としては初めてである。[本紙14日付「こちら特報部」](#)は「首相が直接、明言するのは異例」として、この問題を扱っている。

改正について定める憲法96条には、高いハードルが何層にもセットされている。「各議院」、「総議員」、「三分の二以上の賛成」、「国会が発議」、「国民に提案してその承認」、「国民投票」、「過半数の賛成」である。国会議員が発案権をもつのは当然だが、その場合も、法律案の場合よりも賛成議員数が加重されている（国会法68条の2）。

憲法72条により内閣は法律案を国会に提出できるが、これに憲法改正原案まで含むかは憲法上自明ではなく、学説上争いがある。

肯定説は、首相も閣僚も国会議員の資格で発案権をもつから、実際は内閣が発案するのと同じ効果をもたらすこと、また、内閣に発案権を認めても国会の自主的な審議権が害されるわけではないことから、この議論は「実益に乏しい」という。通説的な見解とされ、政府もこの見解に立つ。だが、これは法律案と憲法改正原案との質的な違いを軽視するものだろう。

そもそも憲法改正は、国民の憲法制定権力の作用であって、国民に最終決定権を認める憲法の趣旨からして、国民代表である国会議員に発案権があると考えべきである。内閣に発案権を認める法規定が存在しない以上、そしてこのことは、国会が内閣の発案権を認めていないことを意味するから、ここは否定的に解釈すべきだろう。



首相官邸に入る高市首相＝11月13日（佐藤哲紀撮影）

◆新憲法の「制定」を考えているのだろうか

本紙「こちら特報部」によれば、自民党内でも、内閣提出に否定的な意見があるという。昨年4月の衆院憲法審査会で、自民党の加藤勝信議員は、「改憲原案を提出できるのは国会議員とこの憲法審査会のみで政府にはその提出権はない。（改憲原案は）究極の議員立法と言えるもので、国民への発議は国会議員に課せられた重要な使命であると認識している」と述べている。これが正論である。

高市首相は、「私の任期中に憲法改正を」といていた安倍元首相と同様、焦りの気持ちが見て取れる。強引な政権運営が、ここかしこで軋轢（あつれき）を生み、制度との不具合も生み出しつつあるが、憲法改正についても、憲法審査会をパスしてでも、内閣主導で改正原案の提出にまで持ち込む「逆走」を考えているのだろうか。

「こちら特報部」は「改憲に前向きな支持層へのPRではないか」という観測を紹介するが、私は、4日の本会議答弁で、「時代の要請に応えられる憲法を**制定**することは喫緊の課題だと考えております」と明確に述べたことに注目する。高市首相は、憲法の「改正」ではなく、新憲法の「制定」を考えているのだろうか。

水島朝穂（みずしま・あさほ） 1953年、東京都府中市生まれ。早稲田大名誉教授。憲法・法政策論。1997年から2011年までNHKラジオ第1放送「新聞を読んで」のレギュラーを務める。「憲法の動態的探究－『規範』の実証」（日本評論社）など著書多数。1997年からホームページ「平和憲法のメッセージ」（<https://www.asaho.com/jpn/>）を28年間更新中。

【関連記事】 [〈11月11日・社説〉高市首相と台湾有事 存立危機を軽く語るな](#)

【関連記事】 [「非核三原則の順守」迫る斉藤鉄夫代表、公明党として13年ぶり党首討論 高市首相はのらりくらりと明言避け](#)

【関連記事】 [公明・斉藤鉄夫代表、党首討論で高市首相に「直接ただす」 非核三原則を守るのか…政府答弁書はモヤモヤ](#)



なるほど！
0



大切にね
0



もやもや…
0



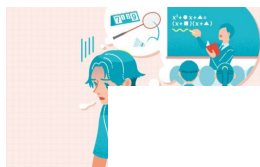
もっと知りたい
0

カテゴリーをフォローする

+ 水島朝穂 東京新聞への直言

+ 高市政権

+ 安保法



体も気持ち
何だか学



大学、と
びのびと



新しい糸
はここか



豆！豆！
ト